

# 出生届

令和 年 月 日届出

長 あて

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日			
送付 令和 年 月 日 第 号				
書類調査	戸籍記載	書類調査	戸籍記載	書

ここは記入しないでください

忘れずに記入をしてください

(1)	子の氏名	この 氏 甲 野	ゆう 名 加	父母との 続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 (長 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女) <input type="checkbox"/> 嫡出でない子
(2)	生まれたとき	令和 6 年 1 月 10 日		<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	0 時 10 分
(3)	生まれたところ	埼玉県三郷市三郷 1 丁目 15 番地 番 号			
(4)	住 所 (住民登録を するところ)	埼玉県三郷市花和田 648 (よみかた) この かず お		番地 番 1 号	
		世帯主の氏名	甲 野 和 夫	世帯主の続き柄	子
(5)	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 甲 野 和 夫 昭和 63 年 8 月 10 日 (満 35 歳)	母 甲 野 京 子 昭和 63 年 5 月 3 日 (満 35 歳)		
(6)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	埼玉県三郷市花和田 648		番地 番 1	
(7)	同居を始めたとき	平成 31 年 4 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(8)	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(9)	父母の職業	父の職業		母の職業	
その他					
届出人	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 1. 母 <input type="checkbox"/> 2. 法定代理人 ( ) <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 医師 <input type="checkbox"/> 5. 助産師 <input type="checkbox"/> 6. その他の立会者 <input type="checkbox"/> 7. 公設所の長				
	住 所	埼玉県三郷市花和田 648		番地 番 1 号	
	本 籍	埼玉県三郷市花和田 648		番地 番 1	筆頭者の氏名 甲 野 和 夫
	署 名 (※押印は任意)	甲 野 和 夫 (印)		昭 63 年 8 月 10 日生	

連絡先	電話 090 (△ △ △ △) △ △ △ △ 自宅・勤務先 [ 父の ] (携帯)
-----	--

## 《 記入上の注意 》

- ◆ 出生届の右側の出生証明書は出産に立ち会った医師等が作成する証明書です。作成者以外は記入しないでください。
- ◆ 届出ができる場所は、届出人の所在地、本籍地または出生地です。
- ◆ お子さんの名前に使用する文字は、常用平易な文字（常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがな）に限られています。
- ◆ 父母との続き柄欄は、父母を同じくする者について、男女別に出生の順序で必ず記入してください。

( 例 ( 長  男 ) ( 二  男 ) )  
(  女 ) (  女 ) )

- ◆ 嫡出子とは、父母が婚姻中または父母離婚後 300 日以内に出生した子のことです。嫡出でない子とは、婚姻関係にない男女間に出生した子のことです。
- ◆ 連絡先は昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

### ◎届出期間

お子さんが生まれた日を含めて 14 日以内

### ◎ 届出人

子の父または母

ただし、父母離婚後 300 日以内に出生した嫡出子および嫡出でない子の場合は母

### ◎ 持参するもの

① 母子健康手帳

② こども医療費、児童手当の申請に必要なものとして、

- ・ 加入の健康保険証
- ・ 受給資格者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- ・ 受給資格者の通知カードもしくは個人番号カード（マイナンバーがわかるもの）

※こども医療費はお子さまの住所地、児童手当は受給資格者の住所地での申請になります。

上記以外にも課税証明書などの書類が必要になる場合があります。

詳しくは住所地の担当課へお問い合わせください。

三郷市役所 こども家庭センター こども給付係 930-7781

その他、届書についてのお問い合わせはお近くの市区町村役場までお問い合わせください。

三郷市役所 市 民 課 953-1111 (代)

希望の郷交流センター出張所 957-2121